

令和 6 (2024) 年度

水質検査計画

佐伯市水道事業

住 所 〒876-8585

佐伯市中村南町 1-1

電 話 (0972) 22-3111

担 当 佐伯市役所

上下水道部 水道課

電 話 (0972) 22-4620

水質検査計画とは

水道水は、水道法で定められた水質基準に適合した、安全な水でなければなりません。

水道法施行規則に基づき、水道事業者は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定するよう義務付けられています。

水質検査計画では、水質検査の適正さや正確さを得るため、水道水源の種類や地域性などを踏まえ、採水場所、検査項目、検査頻度などを定めることとなっています。

水質検査計画内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源状況と原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査の採水場所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査方法
8. 水質検査の自己又は委託（水質検査の精度及び信頼性保証）
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 関係者との連携

1. 基本方針

(1) 採水場所

水質基準が適用される、給水栓に加え、原水についても実施します。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目や水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく検査及び放射性物質について実施します。

また、佐伯市で必要と考える項目についても実施します。

(3) 検査頻度

給水栓において、色及び濁り、残留塩素について毎日実施し、水質基準項目より必要とされる項目を毎月実施します。

また、水質管理目標設定項目等やクリプトスポリジウム等・指標菌の検査及び放射性物質についても適切な頻度で実施します。

2. 水道事業の概要

佐伯市は、平成17年3月の市町村合併後、公営簡易水道を上水道に統合することを進めてまいりました。

平成30年4月に全ての公営簡易水道が上水道に統合され、佐伯市上水道として一本化されました。

(1) 給水状況

水道事業の名称	佐伯市上水道	佐伯（上浦浪太を含む）
		上浦（浪太を除く）
		弥生
		本匠
		宇目

水道事業の名称	佐伯市上水道	直川
		鶴見
		米水津
		蒲江

計画給水人口	78,299人
計画1日最大給水量	40,714 m ³ /日

(2) 各水道施設の概要

佐伯市上水道（佐伯）

上岡 第1浄水場			
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水	
	第3水源	深井戸水	
	第4水源	深井戸水	→（第2浄水場と併用）
	第5水源	深井戸水	→（第2浄水場と併用）
	第6水源	深井戸水	→（第2浄水場と併用）
	第7水源	深井戸水	→（第2浄水場と併用）
	第9水源	深井戸水	→（第2浄水場と併用）
	第11水源	深井戸水	→（第2浄水場と併用）
	第12水源	深井戸水	
	第13水源	深井戸水（休止中）	→（第2浄水場と併用）
浄水処理方法	塩素消毒のみ		

上岡 第2浄水場		
原水の名称及び種別	第2水源	深井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

堅田 第1浄水場		
原水の名称及び種別	第8水源	深井戸水
	第10水源	深井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

堅田 第2浄水場		
原水の名称及び種別	第14水源	浅井戸水
	第15水源	浅井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

青山浄水場		
原水の名称及び種別	青山水源	深井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

佐伯市上水道（上浦）

蒲戸浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水（休止中）
	第2水源	深井戸水
	第3水源	浅井戸水
浄水処理方法	前処理 → 急速ろ過	

夏井浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水
	第2水源	表流水（中川）（休止中）
	第3水源	浅井戸水
浄水処理方法	緩速ろ過	

長田浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水
	第2水源	浅井戸水
浄水処理方法	除鉄・除マンガン	

浅海井浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水（暁嵐川）
	第2水源	表流水（石打川）
浄水処理方法	緩速ろ過	

佐伯市上水道（弥生）

小倉 第1浄水場		
----------	--	--

原水の名称及び種別	第1水源	浅井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

小倉 第2浄水場		
原水の名称及び種別	第2水源	浅井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

岩ノ下 第1浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	浅井戸水
浄水処理方法	膜ろ過	

岩ノ下 第2浄水場		
原水の名称及び種別	第2水源	深井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

久土浄水場		
原水の名称及び種別	久土水源	浅井戸水（休止中）
浄水処理方法	塩素消毒のみ（休止中）	

（久土方面へは、上切畑浄水場より給水しています。）

上切畑浄水場		
原水の名称及び種別	上切畑水源	浅井戸水
浄水処理方法	紫外線処理	

佐伯市上水道（本匠）

小半浄水場		
原水の名称及び種別	小半水源	表流水
浄水処理方法	普通沈殿 → 上向性ろ過	

因尾 第1浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	浅井戸水（番匠川）
	第2水源	浅井戸水（番匠川）
浄水処理方法	上向性ろ過	

因尾 第2浄水場		
原水の名称及び種別	第3水源	表流水（休止中）

浄水処理方法	前処理 → 上向性ろ過（全て休止中）	
--------	--------------------	--

（第2方面へは、第1浄水場より給水しています。）

波寄 第1浄水場（白谷）		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水（白谷川）
浄水処理方法	普通沈殿 → 緩速ろ過	

波寄 第2浄水場（波寄）		
原水の名称及び種別	第2水源	浅井戸水（番匠川）
浄水処理方法	上向性ろ過	

井ノ上浄水場		
原水の名称及び種別	井ノ上水源	湧水
浄水処理方法	普通沈殿（休止中） → 緩速ろ過	

小川 第1浄水場（岡）		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水（荒谷川）（休止中）
浄水処理方法	緩速ろ過（休止中）	

（第1（岡）方面へは、第3浄水場（番ノ原）より給水しています。）

小川 第2浄水場（岩屋）		
原水の名称及び種別	第2水源	表流水
浄水処理方法	緩速ろ過	

小川 第3浄水場（番ノ原）		
原水の名称及び種別	第3水源	浅井戸水（小川川）
浄水処理方法	緩速ろ過	

佐伯市上水道（宇目）

宇目東部 第1浄水場（河尻）		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水（東部北川）
浄水処理方法	前処理 → 膜ろ過	

宇目東部 第2浄水場（酒利）		
原水の名称及び種別	第2水源	表流水（休止中）
	第3水源	表流水（休止中）

浄水処理方法	普通沈殿 → 前処理 → 上向性ろ過（全て休止中）	
--------	---------------------------	--

（第2（酒利）方面へは、第1浄水場（河尻）より給水しています。）

宇目東部 田野浄水場（重岡）		
原水の名称及び種別	重岡水源	表流水（八千代川）
浄水処理方法	前処理 → 上向性ろ過	

小野市浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水（黒原川）
	第2水源	表流水（黒原川）
浄水処理方法	沈砂 → 前処理 → 上向性ろ過	

上津小野浄水場		
原水の名称及び種別	上津小野水源	表流水（大沖川）
浄水処理方法	前処理（休止中） → 上向性ろ過	

田原浄水場		
原水の名称及び種別	田原水源	表流水（長淵川）
浄水処理方法	前処理 → 上向性ろ過	

佐伯市上水道（直川）

直川中央 赤木浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水
	第2水源	表流水
浄水処理方法	上向性ろ過	

直川中央 中央浄水場（園）		
原水の名称及び種別	中央水源	表流水（園川）
浄水処理方法	普通沈殿 → 緩速ろ過	

直川中央 直見浄水場		
原水の名称及び種別	直見水源 NO.1	浅井戸水
	直見水源 NO.2	浅井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ （除鉄・除マンガン（休止中））	

川原木 杭の内浄水場		
原水の名称及び種別	杭の内水源	表流水（杭ノ内川）
浄水処理方法	普通沈殿 → 上向性ろ過	

川原木 大石浄水場		
原水の名称及び種別	大石水源	表流水（池河内川支流）
浄水処理方法	普通沈殿 → 上向性ろ過	

佐伯市上水道（鶴見）

鶴見中央 中央浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	浅井戸水
	第2水源	浅井戸水
	第3水源	湧水
	第4水源	深井戸水
	第5水源	深井戸水（休止中）
	第7水源	深井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

鶴見中央 羽出浄水場		
原水の名称及び種別	第6水源	深井戸水（休止中）
浄水処理方法	塩素消毒のみ（休止中）	

（羽出方面は、中央浄水場より給水しています。）

鶴見中央 吹浦浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水
	第2水源	深井戸水
	第3水源	浅井戸水
	第4水源	深井戸水（休止中）
浄水処理方法	第1水源	塩素消毒のみ
	第2水源	
	第3水源	除鉄・除マンガン
	第4水源	

中越浦 中越浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水（休止中）
	第2水源	湧水

浄水処理方法	第1水源	塩素消毒のみ（休止中）
	第2水源	塩素消毒のみ

梶寄浦浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水
	第2水源	深井戸水
浄水処理方法	除鉄・除マンガン	

大島・丹賀浦浄水場		
原水の名称及び種別	ワルサ川水源	表流水（ダム）
	大川水源	表流水（ダム）
浄水処理方法	活性炭 → 普通沈殿（休止中） → 緩速ろ過	

佐伯市上水道（米水津）

浦代小浦竹野浦浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水
	第2水源	表流水（浦代川）
浄水処理方法	膜ろ過	

色利宮野浦浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水
	第2水源	深井戸水
	第5水源	深井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

佐伯市上水道（蒲江）

蒲江浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水（休止中）
	第2水源	表流水（休止中）
	第3水源 NO.1	深井戸水
	第3水源 NO.2	深井戸水
	第7水源	深井戸水
浄水処理方法	第1水源	緩速ろ過（休止中）
	第2水源	
	第3水源 NO.1	塩素消毒のみ

	第3水源 NO.2	
	第7水源	塩素消毒のみ

畑野浦浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水
	第2水源	浅井戸水
浄水処理方法	第1水源	上向きろ過
	第2水源	塩素消毒のみ

丸市尾浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水
	第2水源 NO.1	深井戸水 (休止中)
	第2水源 NO.2	深井戸水 (休止中)
	第3水源	浅井戸水
浄水処理方法	第1水源	緩速ろ過
	第2水源 NO.1	
	第2水源 NO.2	
	第3水源	塩素消毒のみ

森崎浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水
	第2水源 NO.1	深井戸水
	第2水源 NO.2	深井戸水
浄水処理方法	普通沈殿 → 膜ろ過	

楠本浄水場		
原水の名称及び種別	楠本水源	深井戸水
浄水処理方法	塩素消毒のみ	

猪串 猪串浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	深井戸水
	第2水源	深井戸水
	第3水源	浅井戸水
浄水処理方法	膜ろ過	

猪串 深島浄水場		
原水の名称及び種別	深島水源	貯水池水 (ダム)

浄水処理方法	凝集沈殿 → 急速ろ過 → 活性炭 → 膜ろ過
--------	-------------------------

尾浦浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	表流水
	第2水源	深井戸水
	第3水源	湧水（休止中）
浄水処理方法	上向性ろ過	

葛原浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	浅井戸水
	第2水源	浅井戸水
浄水処理方法	膜ろ過	

波当津浄水場		
原水の名称及び種別	第1水源	浅井戸水
	第2水源	浅井戸水
浄水処理方法	膜ろ過	

下入津浄水場			
原水の名称及び種別	第1水源	表流水	
	第2水源	表流水	
	第3水源	深井戸水	
	第4水源	深井戸水	
	第5水源	表流水	
	第6水源	表流水	
	第7水源	深井戸水	
	第8水源	深井戸水	
浄水処理方法	第1水源	普通沈殿→	緩速ろ過
	第2水源		
	第3水源		
	第4水源		
	第5水源	普通沈殿→	
	第6水源		
	第7水源		
	第8水源		

3. 水源状況と原水及び浄水の水質状況

(1) 佐伯市上水道（佐伯）

（上岡 第1浄水場）

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質のため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（上岡 第2浄水場）

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質のため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（堅田 第1浄水場）

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質のため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（堅田 第2浄水場）

原水は、浅井戸水を使用します。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質のため塩素消毒のみによる処理を行います。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（青山浄水場）

原水は、深井戸水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質のため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(2) 佐伯市上水道（上浦）

（蒲戸浄水場）

原水は、深井戸水・浅井戸水を使用しています。（第1水源（深井戸水）は、現在休止中です。）

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、前処理の後、急速ろ過を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(夏井浄水場)

原水は、深井戸水・浅井戸水を使用しています。(第2水源(表流水(中川))
は、現在休止中です。)

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(長田浄水場)

原水は、深井戸水・浅井戸水を使用しています。
各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、前塩素処理の後、除鉄・除マンガン処理を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(浅海井浄水場)

原水は、表流水を使用しています。
各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(3) 佐伯市上水道(弥生)

(小倉 第1浄水場)

原水は、浅井戸水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質なため塩素
消毒のみによる処理を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(小倉 第2浄水場)

原水は、浅井戸水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質なため塩素
消毒のみによる処理を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(岩ノ下 第1浄水場)

原水は、浅井戸水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、膜ろ過による処理を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(岩ノ下 第2浄水場)

原水は、深井戸水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(久土浄水場)

原水（久土水源（浅井戸水））及び塩素消毒装置、共に現在休止中です。
そのため、従来、久土浄水場から給水されていた地域へは、上切畑浄水場より給水を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(上切畑浄水場)

原水は、浅井戸水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、紫外線処理を経て塩素処理を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(4) 佐伯市上水道（本匠）

(小半浄水場)

原水は、表流水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、普通沈殿の後、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(因尾 第1浄水場)

原水は、浅井戸水を使用しています。
各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(因尾 第2浄水場)

原水（第3水源（表流水））及び上向性ろ過施設、伴に現在休止中です。
そのため、従来、因尾 第2浄水場から給水されていた地域へは、現在、因尾 第1浄水場より給水を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（波寄 第1浄水場（白谷））

原水は、表流水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、普通沈殿の後、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（波寄 第2浄水場（波寄））

原水は、浅井戸水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（井ノ上浄水場）

原水は、湧水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。（普通沈殿池は、現在休止中です。）
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（小川 第1浄水場（岡））

原水（第1水源（表流水））及び緩速ろ過施設、伴に現在休止中です。
そのため、従来、小川 第1浄水場（岡）から給水されていた地域へは、現在、小川 第3浄水場（番ノ原）より給水を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（小川 第2浄水場（岩屋））

原水は、表流水を使用しています。
水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（小川 第3浄水場（番ノ原））

原水は、浅井戸水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(5) 佐伯市上水道（宇目）

(宇目東部 第1浄水場（河尻）)

原水は、表流水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、前処理の後、膜ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(宇目東部 第2浄水場（酒利）)

原水（第2水源（表流水）・第3水源（表流水）の両水源）及び普通沈澱池・前処理設備・上向性ろ過施設、全て現在休止中です。

そのため、従来、宇目東部 第2浄水場（酒利）から給水されていた地域（第4配水池系等）へは、現在、宇目東部 第1浄水場（河尻）より給水を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(宇目東部 田野浄水場（重岡）)

原水は、表流水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、前処理の後、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(小野市浄水場)

原水は、表流水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、沈砂、前処理の後、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(上津小野浄水場)

原水は、表流水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。（前処理設備は、現在休止中です。）

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(田原浄水場)

原水は、表流水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、前処理の後、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(6) 佐伯市上水道（直川）

(直川中央 赤木浄水場)

原水は、表流水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(直川中央 直川中央浄水場)

原水は、表流水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、普通沈殿の後、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(直川中央 直見浄水場)

原水は、浅井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、除鉄・除マンガン処理施設を保有していますが、原水の水質が概ね良質なため、現在は除鉄・除マンガン処理を行わず、塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(川原木 杭の内浄水場)

原水は、表流水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、普通沈殿の後、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(川原木 大石浄水場)

原水は、表流水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。
浄水処理方法は、普通沈殿の後、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。
浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(7) 佐伯市上水道（鶴見）

（鶴見中央 中央（松浦）浄水場）

原水は、浅井戸水・深井戸水・湧水を使用しています。（第5水源（深井戸水）は、現在休止中です。）

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（鶴見中央 羽出浄水場）

原水（第6水源（深井戸水））は、現在休止中です。

そのため、羽出方面へは、全て中央 中央（松浦）浄水場より給水を行っています。

（鶴見中央 吹浦浄水場）

原水は、浅井戸水・深井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、第1水源・第2水源については、水質は概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

第3水源・第4水源は、除鉄・除マンガン処理を経て塩素消毒を行っています。（第4水源（深井戸水）については、現在休止中です。）

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（中越浦 中越浄水場）

原水は、深井戸水・湧水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。（第1水源（深井戸水）は、塩素消毒装置を含めて、現在休止中です。）

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（梶寄浦浄水場）

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、前塩素処理の後、除鉄・除マンガン処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(大島・丹賀浦浄水場)

原水は、表流水（ダム）を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、粒状活性炭、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。（普通沈澱池は、現在休止中です。）

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(8) 佐伯市上水道（米水津）

(浦代小浦竹野浦浄水場)

原水は、浅井戸水・表流水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、膜ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(色利宮野浦浄水場)

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(9) 佐伯市上水道（蒲江）

(蒲江浄水場)

原水は、深井戸水を使用しています。（第1水源（表流水）・第2水源（表流水）は、緩速ろ過を含めて、現在休止中です。）

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

現在、深井戸水の第3水源（N01・N02）・第7水源を使用しており、この水源は水質が概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(畑野浦浄水場)

原水は、表流水・浅井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、表流水は上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浅井戸水は、水質が概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(丸市尾浄水場)

原水は、表流水・浅井戸水を使用しています。(第2水源 NO.1 (深井戸水)・第2水源 NO.2 (深井戸水)は、現在休止中です。)

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、第1水源(表流水)は、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。

第3水源(浅井戸水)は、水質が概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(森崎浄水場)

原水は、表流水・深井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、普通沈殿の後、膜ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(楠本浄水場)

原水は、深井戸水を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はなく、水質は概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(猪串 猪串浄水場)

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、膜ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(猪串 深島浄水場)

原水は、貯水池水(ダム)を使用しています。

水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、凝集沈殿、急速ろ過、活性炭、膜ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(尾浦浄水場)

原水は、表流水・深井戸水を使用しています。（第3水源（湧水）は、現在休止中です。）

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、上向性ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（葛原浄水場）

原水は、浅井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、膜ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（波当津浄水場）

原水は、浅井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、膜ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

（下入津浄水場）

原水は、表流水・深井戸水を使用しています。

各水源周辺に工場や病原生物等の汚染源はありません。

浄水処理方法は、普通沈殿の後、緩速ろ過を経て塩素消毒を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

別添「過去の検査結果値」参照

4. 水質検査の採水場所

（1）浄水（給水栓）

水質検査は、原則として給水栓で実施します。

水質検査の採水場所は、毎日、毎月の検査について、浄水場又は配水系ごとに検査結果が確認できる代表的な管末の1ヶ所を選定し実施します。

また、同一の配水系統においても必要と判断する場合は、地点を増加させて実施します。

（2）原水

使用している全ての水源地において実施します。

5. 水質検査項目及び検査頻度

各採水場所において次のとおり実施します。

(1) 浄水（給水栓水）

ア. 毎日検査

色及び濁り、残留塩素について、毎日実施します。

イ. 水質基準項目

全項目

5 1 項目全てについて、水質確認が必要と考え年 1 回実施します。

年 4 回項目

5 1 項目のうち、省略が可能とされている項目を除いた 1 2 項目について、3 ヶ月に 1 回実施します。

また、過去の検査結果値が基準値の 5 分の 1 を超えた項目で、必要と判断される場合は追加して実施します。

毎月検査項目

5 1 項目のうち、月 1 回実施しなければならない 9 項目に、水質が変化しやすい「亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」を追加した 1 1 項目について、毎月 1 回実施します。

なお、末端の配水系ではなく、省略が可能とされる検査項目及び消毒副生成物の濃度が上昇しないと判断できる経路中の配水系においては、全項目及び年 4 回項目は、実施対象とせず、毎月検査項目のみを毎月 1 回実施します。

ウ. 水質管理目標設定項目

給水人口が多い（500 人以上）浄水場系統において、2 7 項目のうち、「亜塩素酸・二酸化塩素」を除いた 2 5 項目について、年 1 回実施します。

「農薬類」については、1 1 5 項目全てについて、併せて実施します。

エ. その他の項目

放射性物質

原子力発電所の影響を確認するため、放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）について、年 1 回実施します。

（放射性物資については、水質基準項目の全項目を行う地点において実施します。）

(2) 原水

ア. 水質基準項目

全項目

51 項目のうち、「塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド及び味」を除いた 39 項目について、年 1 回実施します。

イ. その他の項目

クリプトスポリジウム等

クリプトスポリジウム及びジアルジアの病原生物自体が存在していないか確認のため、年 1 回実施します。

ただし、水源の状況や過去の指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の結果により、必要と判断される水源については、3 ヶ月に 1 回実施します。

指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）

クリプトスポリジウム等の指標として、年 1 回実施します。

なお、過去に指標菌の検出歴が有り、ろ過施設等が整備されていない水源については、毎月 1 回実施します。

また、検出歴のない水源（深井戸水を含む）においても、ろ過施設等が整備されていない場合は、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく、リスクレベル 2 として扱い、確認のため、3 ヶ月に 1 回実施します。

アンモニア態窒素

水源の状況や水質の変化の把握及び塩素による浄水処理において必要と判断し、年 1 回実施します。

別添「各項目の検査頻度及び設定理由」参照

6. 臨時の水質検査

次のような事態が発生し、水道水が水質基準に適合しない恐れがあると判断された際は、臨時検査を実施します。

臨時検査は、水質基準の全ての項目及びその他必要と判断される項目について実施します。

- (1) 水源水質の著しい悪化や水源に異常があった場合
- (2) 浄水処理過程で異常があった場合
- (3) 配水管など水道施設が著しく汚染された恐れがある場合
- (4) その他、特に必要があると認められた場合

7. 水質検査方法

水質検査は、毎日の検査以外、厚生労働大臣登録機関へ委託して実施します。

水質基準の項目は、厚生労働省が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により実施します。

それ以外の項目は、「水質管理目標設定項目の検査方法」及び「上水試験方法（日本水道協会）」等によって実施します。

また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策」に伴う項目については「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法」により実施します。

放射性物質の検査については、「水道水等の放射能測定マニュアル」により、ゲルマニウム半導体検出器を用いて実施します。

なお、毎日行う、色及び濁り、残留塩素の検査については、「上水試験方法」に準じた簡便な方法も用いて実施します。

8. 水質検査の自己又は委託

(水質検査の精度及び信頼性保証)

- (1) 委託する検査の内容（「5. 水質検査項目及び検査頻度」に基づく）
毎日行う、色及び濁り、残留塩素については自己検査とします。
水質基準項目、水質管理目標設定項目及び放射性物質等については、厚生

労働大臣登録検査機関へ委託します。

(2) 臨時検査の取扱い（「6. 臨時の水質検査」に基づく）

臨時の水質検査は、必要とされる項目の全てについて、委託検査機関へ委託します。

(3) 委託する試料の採取及び運搬

試料の採取及び運搬は、定期検査の場合、採取日程（予定日）、採取地点、検査頻度等から判断し、自己により実施するか、委託検査機関へ委託するかを調整します。

また、臨時検査の場合も、定期検査と同様に、問題の状況を判断し、委託検査機関と調整を行います。

試料の採取及び運搬の方法は、定期及び臨時の水質検査を問わず、水質に変化を生じないよう必要な容器に採取し、保冷等により速やかに運搬します。

委託する場合に必要なと考えられる条件

1. 水質検査の精度管理

外部精度管理に積極的に参加し、厚生労働省実施の「水道水質検査精度管理に関する調査の結果」において、平成12年度～令和5年度の間、全て良好な結果が得られている。

また、内部精度管理も定期的実施している。

2. 信頼性の保証

信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書が作成されている。（ISO9001の認証）

3. 水道GLPの認定

公益社団法人日本水道協会の「水道水質検査優良試験所規範（略称：水道GLP）」の認定を取得している。

4. 妥当性評価

厚生労働省が取りまとめた「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、検査方法の妥当性評価を実施している。

5. 採水を委託する場合は、検査機関の検査員により採水が実施される。

6. 検査施設が遠隔地ではなく、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる。

7. 水源から給水栓までの水質異常時は、24時間対応し検査結果を迅速に提

供できる。

8. 必要な検査機器を全て保有し、故障等に備え複数台の機器も保有している。
9. 水質基準項目以外、水質管理目標設定項目（農薬類含む）やクリプトスポリジウム等の検査についても全て対応できる。
10. 放射性物質の検査は、「水道水等の放射能測定マニュアル」により実施するため、ゲルマニウム半導体検出器を保有している。
11. 水道法等の内容を踏まえ、必要な検査項目等の判断ができる。
12. 検査結果データを管理し、水質の変化等の把握ができ、委託者の要請により結果集計表等の作成が迅速に対応できる。
13. 委託者や検査担当職員を対象にした研修会を定期的を開催している。
14. 水道技術管理者有資格者が複数名在籍し、水道施設全体についての判断ができる。

委託した検査の実施状況の確認

委託先の登録検査機関へ検査結果に伴う記録、精度管理の実施状況や品質管理の認証取得等の資料の提供を求めています。

また、必要に応じ、検査施設への立入り等を行い、委託した検査が正しく実施されているかの確認を積極的に行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

安全で良質な水道水を皆様へ提供するため、佐伯市水道事業では水質検査計画と検査結果を公表し、皆様のご意見をいただきます。

公表は、佐伯市ホームページ及び佐伯市役所において閲覧することができます。

皆様方からお寄せいただいたご意見を踏まえ、実施した水質検査結果の評価、検討を行い、毎年水質検査計画を見直し、より良いものを作成していきます。

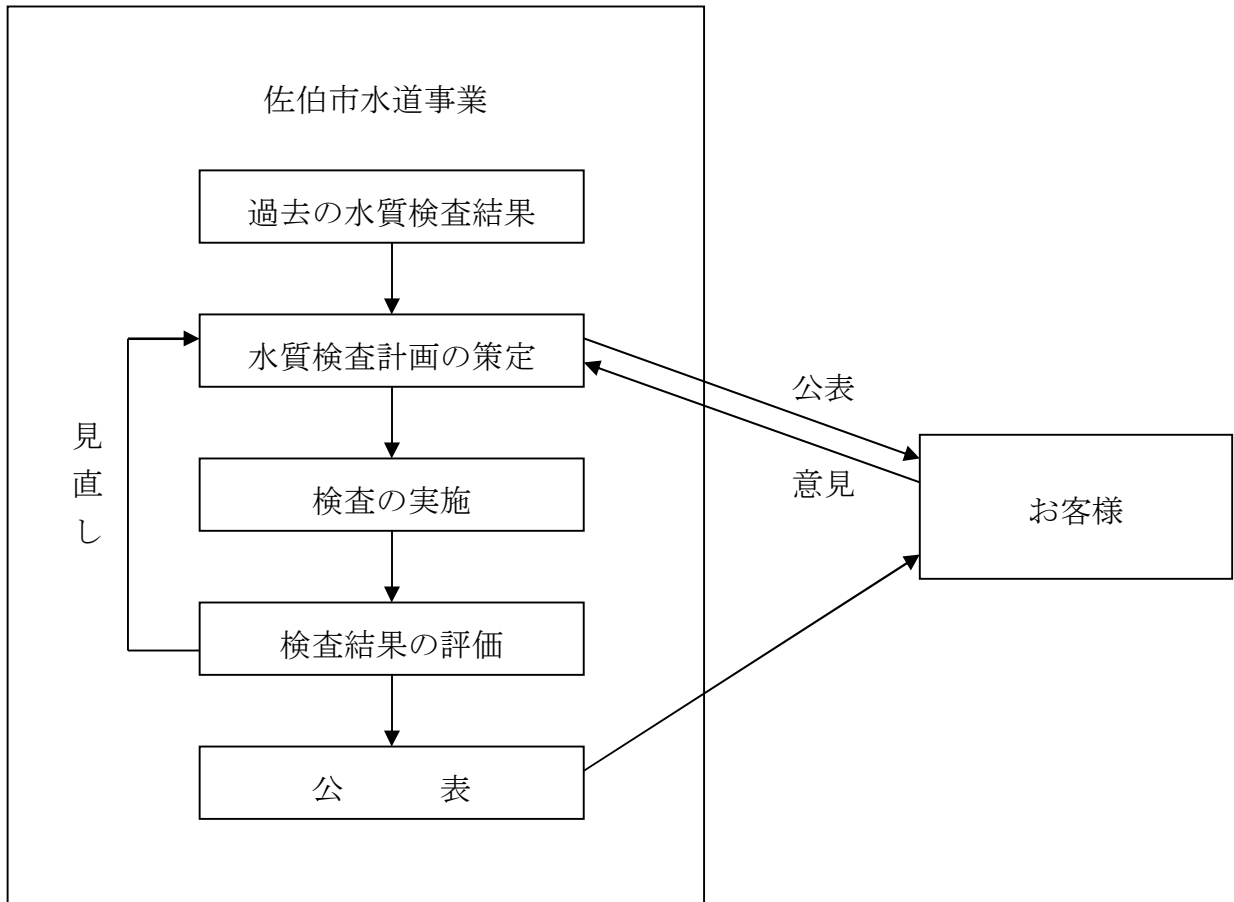
(閲覧窓口)

佐伯市役所 本庁舎 3階

上下水道部 水道課

電話 (0972) 22-4620

閲覧時間 午前8:30 ~ 午後5:00 (閉庁日を除く)



10. 関係者との連携

水質管理を万全に行うため下記のとおり連携を取っていきます。

(1) 市民との連携

水質等の苦情については的確に対応できるよう努めます。
水質検査計画により情報を提供いたします。

(2) 国、県、市との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などが発生した場合、大分県が定める「飲料水汚染事故発生時における対策要領」に基づき、南部保健所、県環境保全課及び近隣の市とも連携を取り対応いたします。

また、必要に応じ、国（担当課）とも直接連携を取り対応いたします。

(3) 水質検査機関との連携

緊急に検査が必要とされた場合は、委託検査機関に臨時の水質検査を依頼できる体制を整えます。

また、給水停止や断水の際は、給水車の出動を要請するなどし、応急給水に努めます。